

第12期東京地方労働審議会 第2回家内労働部会 議事録

- 1 日 時 令和7年2月18日（火）午前10時01分～午前11時59分
- 2 場 所 九段第3合同庁舎11階 共用会議室2-1
- 3 出席者 公益代表委員3名 家内労働者代表委員3名 委託者代表委員2名

深道部会長 定刻になりましたので、ただいまから第12期東京地方労働審議会 第2回家内労働部会を始めます。

主任賃金指導官 本日は、ペーパーレス化の取組として、データを格納したタブレットを御用意しております。操作手順の御説明の御用意をしておりますが、御不明な点がございましたら、事務局にお申しつけください。

本日お配りしておりますのは、議事次第、座席表、資料集の3点です。資料集につきましては、タブレット内のデータと同じものを机上にも御用意をしております。不備等がありましたら事務局にお申しつけください。

深道部会長 初めに、委員の出席状況について、事務局から説明をお願いします。

主任賃金指導官 本日は、委託者代表委員の清田委員が御欠席ですが、委員定数9名のうち8名が御出席ですので、地方労働審議会令第8条第3項により準用される同審議会令同条第1項に定める定足数である、全委員の3分の2以上又は各側委員の3分の1以上を充たしていることを御報告いたします。

賃金課長 東京地方労働審議会 運営規程第10条第1項には、部会長が本審委員である部会がその所掌する事務について議決したときは、当該議決をもって審議会の議決とするとされております。深道部会長は、当部会の本審である東京地方労働審議会の会長であることから、この規程が適用されます。

また、地方労働審議会令第8条第3項により準用される同審議会令同条第2項には、議事はこの会議に出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによると規定されておりますので、申し添えます。

主任賃金指導官 次に、議事に先立ちまして、労働基準部長の岡田から御挨拶申し上げます。

労働基準部長 労働基準部長の岡田でございます。よろしくお願いいたします。

本日はお忙しい中、東京地方労働審議会 家内労働部会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃より労働基準行政の推進につきまして、御理解と御協力を賜っておりますことを、厚く御礼申し上げます。

本日は、「東京都電気機械器具製造業最低工賃」の今後の取扱い等について御審議をいただくこととしております。

委員の皆様方には、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

深道部会長 本部会は、東京地方労働審議会 運営規程第7条により準用される同規程第5条第1項により、公開の審議となっております。

この件について事務局から報告をお願いいたします。

主任賃金指導官 本部会の傍聴について、令和7年2月3日から同月12日までを申込みの期間として本合同庁舎に公示し、併せて当局のホームページに掲載したところ、傍聴希望の申込みはございませんでした。

なお、議事録及び会議の資料は、東京地方労働審議会 運営規程第7条により準用される同規程第6条第1項及び第2項により、原則として公開することとされております。

深道部会長 それでは、議事を進めてまいります。

議事（１）「東京都婦人既製洋服製造業最低工賃について」です。事務局から説明をお願いします。

賃金課長 東京都婦人既製洋服製造業最低工賃の改正について、御報告をいたします。資料３（１）及び資料３（２）を御覧ください。

東京都婦人既製洋服製造業最低工賃の見直しにつきましては、令和6年3月18日に開催した第12期東京地方労働審議会 第1回家内労働部会において御審議をいただきました。その結論を踏まえ、東京労働局長か

ら、令和6年4月12日付けで、東京地方労働審議会会長宛に、最低工賃の改正決定について、調査審議をお願いする旨の諮問を行いました。

諮問を受けて設置された東京都婦人既製洋服製造業最低工賃専門部会は、令和6年6月10日及び6月24日の2回にわたり開催されました。御審議の結果、次の①、②のいずれか高い方を改正金額とするの方針をいただきました。

- ① 前回改正時からの東京都最低賃金の引上げ率を考慮し、原則として一律45.3%引上げる。
- ② 隣県の類似の最低工賃を考慮するため、東京都最低賃金と埼玉県最低賃金を比較し、埼玉県縫製業最低工賃と類似の工程・規格については、埼玉県縫製業最低工賃を一律8.3%引上げる。

これを受けて、東京労働局では、所要の手続を経て、最低工賃を引上げる決定を行い、令和6年8月31日から最低工賃が改正発効となっております。

東京都婦人既製洋服製造業最低工賃の改正に際して、東京労働局では記者発表を行ったほか、資料3（1）のリーフレットを作成して、各行政機関、関係団体等に送付いたしました。また、資料3（2）と併せて、東京労働局ホームページの掲載、公式Xでの発信、各労働基準監督署を通じての周知を図りました。

なお、最低工賃専門部会は、地方労働審議会令第7条第3項に基づき、「その任務を終了したときは、審議会の議決により廃止するもの」とされています。また、東京地方労働審議会 運営規程第10条第1項において、「部会長は委員である部会又は最低工事専門部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とするもの」とされています。

本部会の深道部会長は、東京地方労働審議会の会長でいらっしゃいますので、本部会での議決をもって審議会の議決をすることが可能となります。

以上のことから、東京都婦人既製洋服製造業最低工賃専門部会の廃止について御審議をお願いします。私からは以上です。

深道部会長

ただいまの事務局の説明について、御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

特にないようでしたら、東京都婦人既製洋服製造業最低工賃専門部会については、廃止することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

深道部会長

それでは、東京都婦人既製洋服製造業最低工賃専門部会を廃止することといたします。

次に、議事（２）「東京における家内労働の概況について」です。

事務局から説明をお願いします。

賃金指導官

東京における家内労働の概況の御説明の前に、厚生労働省が実施した調査結果について御紹介をいたします。

資料の目次を御覧ください。資料４（１）は、家内労働の現状、令和５年度家内労働概況調査結果です。毎年１０月時点の全国の家内労働者数、委託者数等を業種別及び類型別等に把握したものです。

資料４（２）は、令和５年度家内労働等実態調査の概要です。３年に一度委託者及び家内労働者を対象に行う通信調査です。令和５年９月３０日時点の状況について、令和５年１０月に実施したものです。

続きまして、東京における家内労働の概況を御説明いたします。資料４（３）を御覧ください。

２ページを御覧ください。「１ 概況」です。東京都内における家内労働者は令和６年１０月１日時点で、７,８３３人、委託者は７４３です。

４ページを御覧ください。「別表１ 家内労働の概況 業種別内訳」です。表の上から３分の２ほどは、委託者、家内労働者等の業種区分ごとの内訳、下３分の１ほどは年度ごとの合計です。業種区分ごとの家内労働者数は、その他（雑貨等）の３,６８７人が最も多く、次いで、繊維工業１,３３６人、電気機械器具製造業５９８人です。

この後に御審議をいただきます、電気機械器具製造業最低工賃にかかる「電子部品・デバイス製造業」、「電気機械器具製造業」、「情報通

信機械器具製造業」の3業種を合計した家内労働者数は668人です。

ページが飛びまして、9ページを御覧ください。

「別表6 労災保険特別加入状況」です。5行目の令和6年計を御覧ください。令和6年10月1日時点の労災保険特別加入者は60人、加入団体数は11です。

10ページを御覧ください。「別表7 家内労働者に係る労災保険特別加入団体名簿」です。団体数が12であるのに対して、前のページの加入団体数が11であるのは、特別加入者が0人の団体が1団体あることによるものです。

11ページを御覧ください。「別表8 特別加入者に対する労災保険給付決定状況」です。令和6年12月末時点の状況です。令和6年の労災保険給付状況は、「(1)療養の給付」、すなわち治療費の決定件数は2件、「(2)休業給付決定件数」は1件です。

12ページを御覧ください。「別表9 家内労働安全衛生指導員 指導結果」です。現在、上野、池袋、向島の労働基準監督署に各1名の指導員を配置して、家内労働関係法令の指導を行っています。12月末時点で37の委託者に対して指導を実施し、そのうち20の委託者に違反等を認め、改善を指導しています。

私からの説明は以上です。

深道部会長

ただいまの事務局の説明について、御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。

はい、豊田委員。

豊田委員

幾つかお聞きしたいんですけど、順不同になりますが、一つは家内労働の安全衛生指導員の指導結果で、37件中20件が違法というか、違反状況と。特に、委託状況届の26条で8件というのが出ております。そうしますと、37件実施をして8件というと、約21%ちょっとということで、東京における委託者数743件という報告が先ほどありましたけれど、これで見ると、160件近く委託状況届が出ていないような推測がされるんですけど、その辺り、どうなっているのかということをお聞きしたいのが1点目です。

それから2点目は、労災保険の特別加入に対する質問というか、お聞きしたいのは、毎年ずっと、推移を見ますとかなり減ってきているわけですが、都外のところもそういう状況があるんですけど、産業そのものの構造が大きく変化をしているという状況もあるんですけど、一方で、特別加入の場合、個人では加入できないと、団体をつくらないとだめと。なおかつ、家内労働者全てが入れるわけではなくて、特定の、言わば重機を使うとか、危険作業に従事するという特定の方だけ入れるということもありまして、そういった意味でなかなか大変な状況なんですけど、しかも掛金が、本来雇用労働者であれば委託者というか、使用者が支払うということになっているわけなんですけど、家内労働の場合は自分で払わなくちゃいけないという関係もあったりして、なかなか加入できないということと、お聞きしたいのはこの10ページのところの特別加入団体、いわゆる強制加入でやられている事務組合等については、事務手数料とか費用弁済料ということでの手当があるんですけど、特別加入団体の場合は何にもないんですね。一通り自分で手弁当でやらなくちゃいけないという、そういうことから、なかなか加入促進というよりは、加入そのものの維持というか、そこら辺もあるんで、どうなっているのかなというのが、二つ目の問題です。

それと、直接ここには出ておりませんが、これは、この間何回か私もこの会議で御提供して、今日の場の担当ではないという話になるのかもしれませんが、インボイスの問題に絡めて、普通、履物産業においては通い職人という、ほかの産業であるかどうか分からないですけど、メーカーさん、事業主のところの事業所に行って、そこで1個幾らとか、靴で言うと、その完成品を作るわけではないんですけど、部分工程の、底付け作業に従事することが圧倒的に多いんですけど、その場合に、いわゆる会社の設備や光熱費や、材料はもちろん支給されるわけなんですけど、副材料も支給されるんですけど、そこで一足幾らという形で工賃をもらっているんですけど、この方々に対しても社内外注という扱いになっていて、いわゆるインボイスの対象と。要するに、給料じゃなくて工賃、言わば報酬という形になっているんで、この辺り

は東京労働局として、どのように考えていらっしゃるのか、お聞きしたいなという、以上３点、取りあえずお願いします。

賃金課長

ありがとうございます。それについて回答させていただきます。

まず委託状況届の届出率が低いのではないかとということなんですけれども、当然そういったところについての問題意識は事務局としても、東京労働局としても従前から持っております。こちらとしまして、家内労働指導員に、都内各所の家内労働の状況等を調査してもらいまして、そこで家内労働法に関する違反等がありましたら、指導させていただいております。

また一方で、そもそもそういう状況にならないためにも、ということで、例年１月の時点から、４月になったら委託状況届を届出するようというところにつきましては、都内の各区市町村を通じて、広報をさせていただいているところですし、東京労働局そのものとしても、ホームページその他で委託状況届の届出については周知をしております。

また、実際に督促のような形で、例年届出を出していただいているところに対して、もし届出がない場合は、場合によっては電話等をするような形での督促等をしております。できる限りこういった状況がないように、東京労働局としても、できる限りの努力をして、周知、指導、啓発等もしてまいっているところですので、今後も引き続き、そういった取組をしてまいりたいというところでございます。

それから続きまして、２点目、３点目についても、そのまま御回答させていただきます。

まず特別加入の団体のところですが、問題として、家内労働事業主の方が自分で入らなければいけないというところですか、特定の作業でなければ特別加入できないというところもございます。確かに家内労働者の方は、労働基準法上の労働者ではないということですので、いわゆる強制加入の労働保険の加入対象ではないところではありますが、この辺はもう制度的なところでして、東京労働局で、この問題についてなかなか、こういうふうに改善しますと申し上げることはできないんですけれども、一つ、近年状況が変わったところとしましては、

フリーランスの方に関しての特別加入の制度についてのお話がございます。

特定受託事業者、いわゆる一般にはフリーランスと言われている方に関して、そういった方も令和6年の11月から労災保険に特別加入できるようにはなっております。

こちらにつきましては、特に業種等についての縛りがあるものではないと思います。今現在、特別加入できる団体が、まだ一つしかないというところはございますけれども、今後団体が増えてくるかどうかということは別としまして、制度としてはこういったものが、もう今年の11月から確立はしておりますので、もし、これまでにあったような、業種や業務には該当しないけれども、労災保険に加入をしたいというようなことがございましたら、こういった形でフリーランスの方も幅広く特別加入ができるようになったということは、お伝えいただければと考えているところです。

続きまして、3点目のところですね。通いの靴職人の方の労働者性のところですが、これにつきましては、東京労働局との意見交換の場でも御意見等をいただいているところです。

こちらとしましても、労働者性、労働者に該当するかどうかということに関しては、やはり個別の問題というところで、何か問題があるということであれば、個別に御相談いただければ、それぞれの担当部署で対応させていただきますので、何かございましたら、また東京労働局のほうに御相談いただければと思います。

私からの説明としては以上になります。

深道部会長

豊田委員、どうぞ。

豊田委員

ありがとうございます。それで、併せてお聞きしたいんですけど、委託者の数が、これは先ほど伺った743件ということで、報告されているんですけど、東京労働局管内で、委託状況届が出ている件数というのは何件になるのか、教えていただければというのが一つです。

それから今、課長さんのほうからありましたフリーランスの場合、個人で入れると。この場合は個人で入って、なおかつ掛金については、使

用者責任というか、使用者が支払うようになっているのかどうかということと、加入に当たって、どんな業種でも、いわゆる家内労働者で、危険作業に従事しなくても入れるという形になったのかどうか。そうしますと、家内労働で入っている特別加入との整合性というのがよく分からないんですけれど、その辺の整理というのはどういうふうにされているのか、教えていただければと。

賃金課長

まず1点目の御質問、委託状況届の数ですけれども、提出件数につきましては、毎年4月1日から30日までに出していただくというところで、こちらとしても一定の区切りとして、毎年9月30日時点の件数を把握しているんですけれども、令和6年9月30日時点では519件の届出をいただいております。ちなみに、その後も少しだけ増えまして、直近の今年の2月17日現在では、523件の届出をいただいております。

次の御質問の回答ですけれども、フリーランスの特別加入につきましては、あくまでもその事業主、加入される方が保険料を払っていただくというところになります。これまで、従来からある特別加入の作業に該当する方は、そちらのほうの加入団体を通じて入っていただくことに、制度上はなっておりますので、そういった作業に該当しないものに関して、この新たな特別加入の制度を利用して加入をいただくということになるんですけれども、大変申し訳ないですけれど、こちらについての具体的な詳細につきましては、それぞれ専門の部署がございますので、そういったところにまた直接お尋ねいただければと思います。

豊田委員

ありがとうございました。

深道部会長

ほかの方はよろしいでしょうか。

それでは、事務局には、ただいまの豊田委員の御意見を踏まえて、今後の行政運営に生かしていただくようお願いいたします。

次に、議事（3）「東京都電気機械器具製造業最低工賃について」です。事務局から説明をお願いいたします。

賃金課長

最低工賃の改正につきましては、家内労働法第10条において「都道府県労働局長は、最低工賃について必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正の決定をすることができる。」とされております。

本日は、東京都電気機械器具製造業最低工賃の改正について、当部会の御意見をお聴きし、その御意見を踏まえて、東京労働局長が改正の必要性を判断する予定としております。

事務局から資料の説明をいたします。

賃金指導官

初めに、最低工賃の決定、改正又は廃止に関する申出について申し上げます。

家内労働法第11条第2項により、家内労働者又は委託者の全部又は一部を代表する者は、都道府県労働局長に対し、最低工賃の決定又は改正、もしくは廃止の決定をするように申し出るとされておりますところ、本日まで申出はございませんでした。

資料5を御覧ください。「第14次最低工賃新設・改正計画の実施について」です。厚生労働省本省からの指示で、令和4年度からの3年間に、最低工賃の新設・改正を計画的に実施することとされています。

3ページの表を御覧ください。具体的な計画内容が示されています。

東京労働局については、一番左の列、局名の13番目にございます。令和6年度は電気機械器具製造業について見直しを行うこととされています。

資料6（1）を御覧ください。現行の「東京都電気機械器具製造業最低工賃」です。まず、最低工賃の件名、東京都電気機械器具製造業最低工賃について申し上げます。

もともとは、日本標準産業分類中分類で、電気機械器具製造業と称していたものが、分類方法の変更により、三つの業種区分に分割された経緯がございます。そのため東京労働局では、電子部品デバイス製造業、電気機械器具製造業及び情報通信機械器具製造業の三つの業種区分を合わせた範囲に係るものを、東京都電気機械器具製造業最低工賃としております。

現行の最低工賃の発効日は令和4年12月24日、5品目について、合わせて11項目ございます。

次のページからは品目、工程、規格の説明になっています。

資料6（2）を御覧ください。「東京都電気機械器具製造業最低工賃

の推移」です。一番上の行に改正発効年月日を記載しています。一番右の列が現行の令和4年12月24日発効のものです。その前の改正は、左隣の令和元年7月31日、その前は平成19年2月10日でした。

資料6(3)を御覧ください。「東京都最低賃金の推移」です。表の左側は毎年の東京都最低賃金額及び引上げ率です。表の右側は東京都電気機械器具製造業最低工賃の改正発効日です。直近の発効日は令和4年12月24日、当時の東京都最低賃金額は、時間額1,072円でした。その前の発効は令和元年7月31日ですが、その年度の最低賃金改正前でしたので、当時の最低賃金額は平成30年度の行に記載してあります、時間額985円でした。

資料6(4)を御覧ください。「全国の電気機械器具製造業関係最低工賃の改正状況」です。令和7年1月31日時点で、電気機械器具製造業関係の最低工賃は東京労働局を含めて19局にございます。上の表は、平成31年4月以降に改正した労働局で、12局にございます。下の表は平成31年4月以降に改正がなかった労働局で、7局にございます。

資料6(5)を御覧ください。「東京都電気機械器具製造業最低工賃の工程規格と類似した他県最低工賃との比較」です。電気機械器具製造業関係の最低工賃を設定している他県の最低工賃について、類似の工程、規格ごとにまとめました。黄色いセルは東京の工賃額を上回るものです。令和5年5月1日に発効した青森の1工程のみ東京の最低工賃を上回っています。

資料6(6)を御覧ください。「東京都電気機械器具製造業 委託者数及び家内労働者数等の推移」です。

資料7(1)を御覧ください。「東京都電気機械器具製造業に係る家内労働実態調査結果」です。東京労働局では電気機械器具製造業に係る家内労働者の人数や工賃単価等について、実態調査を実施しました。なお、調査票は資料7(2)と資料7(3)にございます。

「Ⅰ 実態調査の概要」です。「1 対象時期」は令和6年7月時点です。「3 実施方法」は通信調査です。なお、対象は委託者と家内労働者の双方ですが、事務局では家内労働者の氏名や住所を把握できていない

ため、家内労働者宛の調査票を委託者に郵送し、委託者から家内労働者に渡していただきました。家内労働者から労働局に直接調査票を返送していただく形を取っています。

「4 調査の状況」です。「(1) 委託者調査」、緑色の表を御覧ください。一番左の列にある「今回」は今年度実施したもので、「前回」は令和3年度の調査結果を御参考までに記載しています。「(A) 調査票発送件数」は、電気機械器具製造業に係る業務を委託していると思われる事業場で111でした。右にお進みいただき、「(D) 回答件数」は89でした。「(F) 該当業務事業者数」は、調査時期に電気機械器具製造の業務を行っている事業場数で87でした。「(G) 該当業務委託有」は、家内労働者に何らかの仕事を委託している事業場数で55でした。

「(H) 最低工賃該当(委託者)」は、最低工賃の適用がある作業を家内労働者に委託している事業場数で25でした。その隣の「最低工賃該当(家内労働者)」は、最低工賃の適用がある作業に従事している家内労働者数で225人でした。

「(2) 家内労働者調査」、紫色の表を御覧ください。「(D) 回答件数」は112人でした。「(G) 該当業務委託有」は、電気機械器具製造に係る委託を受けている家内労働者で101人でした。「(H) 最低工賃該当(家内労働者)」は35人でした。

2 ページを御覧ください。「Ⅱ 委託者調査結果」です。

「1 仕事の一部を家内労働者に委託しているか」です。前のページで御説明しましたとおり、「(1) 委託している」が55件でした。「(3) 以前は家内労働者に委託していたが、委託していない」は20件でした。その理由については下の表を御覧ください。複数回答ありで、「ア 仕事自体がなくなった」が11件、「イ 委託せず、社内で行うことにした」が7件でした。

3 ページを御覧ください。「2 令和6年7月中に仕事を委託した家内労働者数」です。一番左の列から順に、居住地、都内・都外、性別、年代別に記載しています。一番右の列は前回調査の数値です。一番多かったのは50代で、都内在住者の場合24.4%でした。右から2列目、上から

3行目に451という数字がございます。こちらは令和6年7月に仕事を委託した都内在住の家内労働者数です。

4ページを御覧ください。「3 家内労働の形態」です。「(2) 内職型」が最も多く84.5%でした。

「4 令和6年7月分の家内労働者1人あたりの工賃額」です。「(2) 1～2万円未満」、「(3) 2～3万円未満」、「(4) 3～5万円未満」が、いずれも20%を超えていました。(5)までの10万円未満との回答は全体の97.2%でした。

5ページを御覧ください。「5 家内労働者数の変化」です。表の一番上の行、「対R5」は前年同期との比較、「対R3」は前回の令和3年度調査時との比較です。前年同期と比べて、「ア 変わらない」が63.6%、「イ 増加した」が3.6%、「ウ 減少した」が32.7%でした。

「6 家内労働者に委託する仕事量の変化」です。前年同期と比べて「ア 変わらない」が45.5%、「イ 増加した」が5.5%、「ウ 減少した」が49.1%でした。

6ページを御覧ください。「7 家内労働者に委託する工賃単価の変化」です。前年同期と比べて「ア 変わらない」が72.7%、「イ 引上げた」が27.3%、「ウ 引下げた」が0%でした。令和3年度調査時と比べて「ア 変わらない」が64.2%、「イ 引上げた」が35.8%、「ウ 引下げた」が0%でした。

「8 家内労働者が負担する必要経費」です。55委託者のうち、「イ 家内労働者が負担する必要経費がある」が18でした。一番多い品目は電気代でした。

7ページを御覧ください。「9 (1) 家内労働者に支払っている工賃額」です。最低工賃の適用がある品目、工程、規格ごとに、工賃単価と回答件数をまとめました。例として「ア」の行を御覧ください。「電気部品、整形のうち、足の曲げ」では、灰色の列、現行の最低工賃は1個1.30円です。その隣は上段が回答工賃額、下段が回答件数です。2円と回答した委託者が1、2.15円が1、10円が1とお読みください。青色のセルは工賃単価が最低工賃額を下回っている回答です。

右にお進みいただきまして、黄色のセルは、左側が中央値2.15円、右側が平均値4.72円、その下の白いセルの3は回答件数合計です。右にお進みいただきまして、緑色の列は、過去の実態調査結果の中央値と平均値、白いセルは回答件数の合計です。

8ページを御覧ください。「9(2) 1時間当たりの予測出来高及び工賃額」です。例としての「エ」の行を御覧ください。「プリント基板、部品の差し、折り曲げ、切り及び手はんだ」では、灰色の列、現行の最低工賃は1個6.25円です。その隣は3行に分かれており、1行目が1時間当たりの予測出来高、2行目が工賃額、3行目が回答件数です。1時間当たり100個できる、1個8円と回答した委託者が1、1時間当たり150個できる、1個8.7円と回答した委託者が1とお読みください。

右にお進みいただきまして、黄色のセル125は予測出来高の平均、8.35は工賃額の平均です。その下の白色のセル2は回答件数合計です。黄色の隣の緑色の列は、令和3年度改正時に用いた標準能率です。その隣の白色の3列は1時間当たりの工賃額の推計です。

左から「平均個数×最低工賃」、「エ」の例では、黄色のセル125個×灰色のセル6.25円で781.25円。その隣は「平均個数×平均工賃額」、黄色のセル125個×黄色のセル8.35円で1,043.75円。一番右は「標準能率×最低工賃」、緑色のセル160個×灰色のセル6.25円で1,000円となりました。

9ページを御覧ください。「10 工賃単価を決めるときに最も重視する事項」です。複数回答ありで、「イ 法定の最低工賃」と「エ 自社のパートタイマーの賃金」が、それぞれ20%を超えています。

「11 最低工賃額の引上げについて」です。回答55件のうち無記入3件を除きますと、「ア 賛成である」が28.8%、「イ 反対である」が7.7%、「ウ わからない」が63.5%でした。「ア 賛成である」理由は、次のページにかけて記載がありますが、「最低賃金の引上げ」、「現状の最低工賃は低すぎる」等でした。

10ページを御覧ください。「イ 反対である理由」は、「安価で対応いただけると助かる」、「集配は弊社負担である」でした。「ウ わからない

い」は、「一般的には継続した工賃の引上げが必要」、「家内労働者と話し合っ必要に応じて工賃を引上げている」、「最低工賃より高く設定している」、「家内労働者の能力は人ごとに違う」、「そもそも家内労働者の確保が困難」等でした。

11ページを御覧ください。「12 最低工賃が引上げとなった場合の、委託費用の増加に対する具体的な対応」です。複数回答ありで、「ア 製品・サービス価格の値上げ」が52.6%でした。

「13 家内労働全般についての意見」です。次のページにかけて26件の意見がありました。内容は、「原価上昇」、「客先との価格交渉が困難」、「家内労働者の確保が困難」、「募集しても集まらない」、「内職がないと製品の生産ができなくなる」、「少量多品種に対応するためには内職は必要」等でした。

13ページを御覧ください。ここからは「Ⅲ 家内労働者調査結果」です。

「1 電気機械器具製造に関する家内労働を行っているか」です。「ア 家内労働を行っている」は101人でした。「2（1）性別」、101人中、女性が84名でした。「2（2）年齢」、表の下にありますとおり平均年齢は57.6歳でした。50歳代から80歳代以上の合計は75.6%でした。

14ページを御覧ください。「2（3）経験年数」、表の下にありますとおり平均は9.9年でした。「3 家内労働の形態」、「イ 内職型」が85.4%でした。

15ページを御覧ください。「4（1）令和6年7月・作業日数」です。上段は「今回」、下段は「前回」の調査結果です。一番右が平均値で、14.5日でした。「4（2）令和6年7月・1日の作業時間」、「ア 長いとき」、平均は5.1時間でした。「イ 短いとき」、平均は2.0時間でした。「ウ 平均」、平均は3.4時間でした。1か月の平均作業日数14.5日と1日の平均作業時間3.4時間を掛けた1か月の平均作業時間は49.3時間になりました。

16ページを御覧ください。「4（3）令和6年7月・1か月の工賃収入」です。上の表の「1万円以上2万円未満」と「2万円以上3万円未満」がいずれも25%を超えており、その合計は58.1%でした。

下の表を御覧ください。事務局で1時間当たりの金額を計算したところ、※印のところになりますが、平均値で627.26円、中央値で415.82円でした。計算に際しては、1か月の工賃収入額を先ほど御説明した49.3時間で除しました。

17ページを御覧ください。「4（4） 令和6年7月・家内労働以外の収入がある場合、1か月の金額」です。59人から回答があり、金額の記載があったものの中央値は7万円でした。「5 令和6年7月・仕事量の変化」です。前年同期と比べて「ア 変わらない」が53.6%、「イ 増えた」が10.7%、「ウ 減った」が35.7%でした。

18ページを御覧ください。「6 令和6年7月・工賃単価の変化」です。前年同期と比べて「ア 変わらない」が83.5%、「イ 上がった」が15.3%。「ウ 下がった」が1.2%でした。令和3年度調査時と比べて「ア 変わらない」が71.4%、「イ 上がった」が27.3%、「ウ 下がった」が1.3%でした。

「7 家内労働者が負担する必要経費」です。101人のうち「イ 負担する必要経費がある」が31人でした。一番多い品目は電気代でした。

19ページを御覧ください。「8（1） 家内労働者に支払われている工賃額」です。表の見方は委託者調査結果と同じです。

20ページを御覧ください。「8（2） 1時間当たりの予測出来高及び工賃額」です。こちらも表の見方は、委託者調査結果と同じです。

21ページを御覧ください。「9 最低工賃額の引上げについて」です。回答101件のうち、無記入16件を除きますと、「ア 賛成である」が70.6%、「イ 反対である」が0%、「ウ わからない」が29.4%でした。「ア 賛成である理由」の意見は次のページにかけて、「物価の上昇」、「収入を増やしたい」、「やりがい、モチベーション」、「工賃が何年も変わらない」、「時間や労力の割に金額が低い」等でした。

22ページ、「ウ わからない」の意見は、「不満はない」、「内職にしては単価が高い」、「最低工賃適用の作業をしていないので分からない」でした。

23ページを御覧ください。「10 家内労働全般についての意見」です。

次のページにかけて27件の意見がありました。内容は、「工賃が低い」、「パートの賃金は上がっており格差は開く一方」、「時給にすると半額以下」、「工賃がよければ家内労働する人も増えるのではないか」、「仕事の量に波がある」、「事情があり外で働くことが難しい」、「家内労働はありがたい制度」等でした。

次のページ以降の資料7（2）及び資料7（3）は、委託者及び家内労働者にお送りした実態調査票です。実態調査結果については以上です。

続きまして、資料8（1）を御覧ください。「東京の中小企業の現状（製造業編）」の要約です。東京都の発表資料を事務局で要約したものです。東京都が中小企業の多様な実態を経営活動の視点から総合的に調査分析して、その経営課題、進行課題を明らかにする等のために作成しているものです。1年ごとに流通産業、製造業、サービス産業の順に発表されています。令和3年度分が製造業について発表されている最新の結果となります。

資料8（2）を御覧ください。東京都産業労働局が発表している「東京都中小企業の景況（業況D I・業況見通しD I）の推移」です。

資料8（3）を御覧ください。東京都総務局が発表している「東京都の名目賃金指数及び実質賃金指数の推移」です。

資料8（4）を御覧ください。東京都総務局が発表している「東京都の常用労働者の賃金の推移」です。

資料8（5）を御覧ください。東京都総務局が発表している「東京都の製造業労働者の賃金の推移」です。平成30年以降は大分類、製造業単位での発表となっています。

資料8（6）を御覧ください。「東京都電気機械器具製造業等事業所数及び従業者数の推移」です。東京都総務局が発表していた工業統計調査は、令和2年調査をもって中止となり、令和4年以降は経済産業省が発表する、「経済構造実態調査 製造業事業所調査」に包摂されています。なお、工業統計調査は従業員4人以上の事業所が調査対象ですが、製造業事業所調査は、個人経営を除く全ての事業所が調査対象になっています。次に御紹介する資料8（7）についても同様です。

資料８（７）を御覧ください。「東京都電気機械器具製造業等 現金給与総額・原材料使用額等・製造品出荷額等・付加価値額の推移」です。

資料８（８）を御覧ください。東京都総務局が発表している「東京都工業指数の推移」です。

資料８（９）を御覧ください。「電気機械器具製造業等 海外生産比率の推移」です。出典は経済産業省「海外事業活動基本調査」です。

資料８（１０）を御覧ください。総務省統計局が発表している「消費者物価指数（総合）の推移」です。

資料８（１１）を御覧ください。日本銀行が発表している「国内企業物価指数の推移」です。

私からの御説明は以上です。

深道部会長

ありがとうございました。ただいまの事務局の説明について、御質問、御意見等がございましたら、挙手の上、御発言をお願いいたします。

はい、金子委員。

金子委員

金子です。御説明ありがとうございました。かなり多岐にわたって、非常に頭に入れるのも、ちょっと大変だったなというのがありますけれども、委託者側と実際に作業にされている方の意見というのは様々であり、ただ、やはり委託者側は作業者がいないと仕事にならないわけですから、また、回答された実際に作業に当たられている方々も切実なる思いが数値でもちゃんと表れていたかなと思っておりますので、と私が飛ばしてしまったのかもしれないですけど、この調査は前回もやられていたということで、その前回の回答率はどこでしたっけ。

賃金課長

資料７（１）の１ページですね。

金子委員

はい、ありがとうございました。前回と比較して、委託者側からすれば回答件数が大分少なくなっている。けれど、家内労働者数のほうは少し回答が増えているのかな。

賃金課長

そうですね、回答件数自体は確かに前回と比べて138から89と減ってはいるんですけども、ただ、前回は廃業が138のうち22でして、そういった関係もあるかと思います。

金子委員

この調査はすごく大事な調査だとは思っていますので、数値の動きで

何か、特質なものがあつたのかとか、今、話を聞いていて思ったものですから。はい、承知しました、ありがとうございます。

前は、この調査の後に、要望にお応えいただいて、さらにヒアリング等もさせていただいたものですから、やはり実態を把握する作業というのは非常に大事なというふうに思っています。今回のこの調査で、質問というよりは感想になってしまいますけれども、大変なんでしょう、やっぱり上げるものは上げていかなきゃいけないんだというのは、私としてはざっくり聞いていて思いました。一旦まずはこの調査の説明ですね、大変ありがとうございましたということでございます。

ちょっとまとまりがない話ですけど、感想をまとめながらということで、私からは以上でございます。

深道部会長

はい、精松委員。

精松委員

精松です。11工程あるということで理解したんですけども、そのうち電気を使う過程、工程というのはどのぐらいあるのか、それを教えていただければと思います。

賃金課長

一つは、はんだづけは間違いないかと思います。資料6(1)ですね。こちらに工程の一覧表がございます。その後に、作業に関しての簡単な絵をおつけしているようなものがございますけれども、基本的には手作業がほとんどでして、今すみません、事務局としてお答えできるのは、はんだづけ作業なのかなというところなんですけれども。

精松委員

質問した意図は、家内労働をされている方の電気代を個人で負担されているということで、電気代もずっと上がってきていますので、どのぐらい負担があるのかというのを伺いたいということだったんです。はんだごてぐらいだということですか。

賃金課長

そうですね。はい。そうだと思います。

精松委員

分かりました。

深道部会長

私が言うのはおかしいことなんです、その作業所の部屋の電気つけたり、暖房だったり、エアコンを使ったり、結構、細かな作業をするので、そういう環境を整えるのに費用がかかるんだろうなとは思われます。

精松委員

ありがとうございます。

賃金課長

ご参考までに、家内労働実態調査結果の18ページです。家内労働者が負担する必要経費を先ほども御説明させていただきましたが、そこで電気代について、負担がある場合の金額、一定の幅に応じてですけれども、そこに一番高くて3,000円以上という項目を一つ設けさせていただいているんですが、ただ、実際にこの電気代が先ほど部会長がおっしゃったように、暖房費なのか、あるいは照明代なのか、あるいははんだづけにかかる電気の部分なのかというところまでは、すみません、分析等はできておりません。

椿松委員

回答するのも難しいですね。

賃金課長

項目等については、次回また実態調査を行うときには、設問等を考えさせていただきたいと思います。

豊田委員

御報告いただいた中でお聞きしたいのは、実態調査の19ページ、8（1）と9（1）ですか。委託者、あるいは家内労働者のところで、最低工賃を下回っているというのが、一定数あるのかなと。この辺は、これが常態化しているのかどうかよく分かりませんが、たまたまなのかね。いずれにしても最低工賃以下という実態がかなりあるなというふうに、見ていて思ったんですが、この辺の捉え方をどうするかというのが一つと、それから、それに関わってなんですけれど、この間、家内労働の最低工賃で、東京労働局管内あるいは全国でもなんですけれど、家内労働法ができて、1970年ですから半世紀以上になるわけなんですけれど、最低工賃違反というのは過去にあったのかどうか、その辺をお聞きします。

賃金課長

資料4（3）「東京における家内労働の概況」の12ページに、先ほども少し御説明させていただきましたが、家内労働安全衛生指導員の指導結果のところ、最低工賃、条文で言いますと家内労働法の14条なんですけれども、こちらについて、いわゆる違反に該当するような指導をさせていただいたものが1件、たまたまですけれど、電気機械器具製造業についてございます。家内労働についても、確かに工賃違反という状況が、いろいろな調査の過程の中でございましたら、指導は当然させていただいているところです。

豊田委員

ありがとうございます。ただ、私が訊いたのは、法律違反として、最

低工賃違反というのが確認された件数は、何件あるのかなということを聞きたいんです。

賃金課長           今この場ではすみません、お答えができないものですから、また後ほど確認させていただきます。

深道部会長           小野塚委員。

小野塚委員           御説明ありがとうございました。一点お伺いしますが、資料の6で、全国の最低工賃の改正状況の御説明がありました。近年改正がなされたのが12件、改正なしが7件ありまして、それぞれについて、何かコメントみたいなものがありましたら、御披露いただけますでしょうか。

賃金課長           平成31年、令和元年4月以降に改正ありの12件ですけれども、こちらにつきましては、それぞれ、各年度の改正計画に基づいて改正を行っているということになります。その下の、平成31年4月以降に改正なしの7件ですけれども、事務局として確認していますのは、上のほうの二つ、群馬と埼玉につきましては、現在この令和6年度の改正計画に基づいて、改正の方向で審議をしていることを承知しております。以上です。

小野塚委員           ありがとうございました。

深道部会長           高橋委員。

高橋委員           御説明ありがとうございました。資料6（6）ですが、委託者数というのが年々、令和2年から令和6年にかけて減っているという状況で、家内労働者数も同じく減少傾向というのは、背景にどのようなことがあるのか、御存知でしたら教えていただけますでしょうか。

賃金課長           こちらにつきましては、委託者が受注する業務内容の変化、それから家内労働者の人材不足、また、内製化、要は家内労働者ではなくて、自社の社員の方に作業を移すというような形で、減少に至ったということが考えられます。

高橋委員           ありがとうございました。

賃金課長           もう少し補足で御説明させていただきますと、資料7（1）の5ページ、項目でいいますと「5 家内労働者数の変化」のところですが、そこで、家内労働者数が「ア 変わらない」、「イ 増加した」、「ウ 減少した」の理由のところですね。ここを見ますと、受注量の減少、それ

から受託する家内労働者の確保が困難、そういったものが回答としてございます。

深道部会長

金子委員、どうぞ。

金子委員

先ほど楢松委員のほうからも電気代の話があって、私も先ほど電気代の話は確かに気にはなっていました。恐らく部会長のほうからも、そういったはんだづけ以外の、いわゆる空調とか照明だとか、それはもう、もちろん室内で作業するので絶対出てくると思うんですね。改めて見ると、シールド線のところに、「加熱して」ってあるんですが、それで思い出したのが、シールド線の被覆を熱して縮める作業が、すごく高熱のドライヤーを使うんですよね。そういったところも含めると、意外と普通の家庭では使わないような消費電力といいますか、多分かなり流れています。シールド線の作業をやっている人は、もしかしたら分類としては出ていないんだと思うんですけど、そういったところもかなり多いのかなというふうに思いました。

この23ページのほうの家内労働のいろんな方の意見が出ていますけれども、調査票記載のとおり転記したということで、全てが書かれていて、私も全部読み切れていないですけど、実はそういう道具がすごく電気代がかかっているんだとか、もしかしたらあるのかななんて思ったんですけど、これが一応このページは全部の回答だというような…。

賃金指導官

左様です。

金子委員

読み込めばいいんでしょうけれど、もしかしたらそこまでは書いてないかもしれませんが、ふとそんなことを思いましたので、何かこの調査の中では、やっぱりそういった部分で、道具として使うものが、こういう恐らく電気代がかかっているんだなというのも、今後分かるとありがたいなというふうに思ったので、お伝えさせていただきました。以上でございます。

深道部会長

よろしいでしょうか。

ただいまの事務局からの説明を踏まえまして、東京都電気機械器具製造業最低工賃の改正の必要性について審議を行いたいと思います。

まず、家内労働者側委員から、改正の必要性について御意見を願ひ

いたします。

金子委員           電機関係なので、私、金子のほうから、まず先にお話させていただきます。

やはりこれはもう、皆さんも言われているとおり、この頃、いろんなものが上がってきている中では、ここのところ、前回の家内労働の婦人服のところも、しばらく上がってこなかったという部分はしっかり上げていかないとねという議論の下、やはり地域別最低賃金の上がり根拠に数値を出してきたということでございます。そういう意味では、その後、革靴と婦人服の部分も含めて着々と今の世の中の状況、実態を踏まえて、賃金を上げてきているということがございます。

もう言わずもがなですが、物価高騰も含めまして、労働者の賃金をしっかり上げていかないと、という部分を含めたら、この家内労働においても、先ほどのアンケート結果も踏まえてみれば、やはり工賃は上げていかなければいけないという部分を考えておりますので、まずはこの時点、全体的な大枠の話ですけれども、私のほうからまず発言という形でさせていただきます。ほかの委員の方もよろしくお願いいたします。

深道部会長           今、引上げ相当という御意見をいただきました。委託者側の委員からは、改正の必要性についていかがお考えでしょうか。御意見お願いいたします。

小野塚委員。

小野塚委員           ありがとうございます。発言をさせていただきます。先ほど事務局から中小企業の経営状況についても御説明がありました。補足も含めて、御説明いたしたいと思います。先ほど東京都の調査がございましたが、直近の東京都の中小企業向けのアンケート、6年の11月から12月にかけてのものを、御報告します。回答者数が2,700社ということでありまして、「直面する経営課題について」という項目については、第一に「賃上げへの対応」が、66%回答がありました。その次に「人材不足への対応」が64%、これらが企業の直近の課題でございます。

それに対しまして、2問目、「今後の施策の利用意向」についても質問したところ、一番には「賃上げに関する支援をしてほしい」、2番目

としては「資金調達の支援をしてほしい」、3番目には、「価格転嫁に対する支援」を求めている状況にあります。

あわせて、もう1つ披露させていただくと、民間の信用調査会社の調査、2社で結果が出ております。いずれも2024年度内の都内の倒産件数でございまして、1社においては前年比11.58%増ということで、1,782件の倒産がありました。もう1社についても同じく24年中には、1,758件の倒産があり、過去10年間で最多の数字になっているという報告がありました。

分析コメントがございますので、そちらも併せて御連絡いたしますと、高騰分を価格に転嫁できず、資金繰りに窮したり、賃上げも困難で人が集まらなかったりして、倒産する会社が多くなっている、今後もこの傾向が続くとあり、現在、窮状を訴えているという状況です。

工賃の値上げにつきましては、企業の存立と大いに関連しております。現在、この厳しい状況での価格の上昇、賃金の上昇については、やいやいかなものかと考えているところです。以上です。

深道部会長

ありがとうございました。

ほかの委員からはいかがでしょう。

はい、精松委員。

精松委員

厳しいのは、最低工賃で働いている労働者だというふうに私は思います。今日、御説明いただいた資料の中で、資料6（3）と6（5）を見ますと、6（3）のほうで言えば、前回最低賃金が8.8%ですかね、上がったときに改定をされておりますので、今年もほぼ同じ数字の最低賃金の伸びがあるということで、今回見送ったら、大変大きな伸び率になるということが予測されますから、今年必ず改定の見直しが必要だというふうに思います。

それから、6（5）にありました、青森の1工程が東京を上回っているということについても、これは放置できないというふうに思いますので、検討はするべきだというふうに思っております。以上です。

深道部会長

ありがとうございました。

はい、豊田委員。

豊田委員

中小企業が大変厳しい状況にあることは、私どもも靴履物の関係で十分承知しているところです。特に自由化と規制緩和で、本当に下へ下へ犠牲が押しつけられているという関係がありますし、政府の予算を見ても中小企業さんというのは本当にもう雀の涙という状況ですから、そういう点ではよく理解できるんです。だから工賃なり賃金を上げないほうがいいんだということになりますとね、これは経済そのものが発展もしないだけじゃなくて、えらいことになるんじゃないかと。

具体的に言いますと、示された実態調査資料の８（１）、ページでいうと19ページから20ページですか。平均個数と平均工賃額で、出ているのは813円ということになっているわけですけど、これを１日８時間当たりにして、そして、最低賃金の1,163円、これとの関係で言うと、かなり差異があるなというのが一つ言えるかなと思いますし、それから、もう一つはやはり、先ほどもお話がありましたけれど、最賃が毎年上がっているという中で、最低工賃だけは３年に一度でよくてという状況、という点からいっても、全体のやはり底上げをしていくということが非常に大事なかと。

同時に中小企業の皆さんにとっては、やはり社会保険料負担等々がかなりあるかと思しますので、賃金を上げたら減税するだけじゃなくて、社会保険料等の支援を政府がきちんとすべきだという辺りもあるかなと思います。家内労働については、全体の底上げをしていくことによって、経済の好循環、消費、購買力を伸ばしていくという関係もあるかと思うんで、ぜひ今回分、これは引上げるべきじゃないかなという意見です。よろしくをお願いします。

深道部会長

ありがとうございました。

高橋委員、お願いします。

高橋委員

ありがとうございます。先ほども質問させていただきましたが、家内労働者数がますます減少し、委託者数も次々と減少している現状で、工賃を上げることによって、さらに委託者数が減り、家内労働者数も減っていくということが進んでいくのではないかということを懸念しております。以上でございます。

深道部会長           それぞれの御立場からいろいろな意見が出ていますが、公益委員のほうからはいかがでしょうか。

特にございませんでしょうか。

権丈委員は特にございませんか。

よろしいですか。

そうしましたら、それぞれ意見が対立しているという状況でしょうか、採決を採ったほうがいいような状況になりますでしょうか。

石毛委員           ちょっとここで協議しましょうか。

深道部会長           そうしたら、ちょっと休憩させてください。それぞれの御立場の御意見を私どもで整理いたします。審議再開の際に事務局が呼びますので、一回、控室でお待ちください。お願いします。

(休憩)

深道部会長           ありがとうございます。両側の先生方の御意見を伺い、私どもで検討したんですが、公益委員としては、改正が相当ではないかという考えを持っております。ですが、それぞれの御立場のお考えについて検討した内容をお話させてください。

まず、家内労働法の13条で、最低工賃は最低賃金との均衡を考慮して定めるという規定がされています。やはりそこが一番大きいのかなと思います。前回の令和4年12月24日改正時以降も、東京都の最低賃金は8.49%既に上がっています。3年に1回の検討ですので、私どもが今回見送るということになると、この開きがすごく大きくなるだろうなということを考えております。

それから、最低賃金の引上げのほかにも賃上げの動きや物価上昇の動きもありまして、この家内労働で働く方たちのことを考えると、改正方向へ考えざるを得ないのかなということも考えております。

また、事務局が実施した家内労働実態調査の結果、委託者の28.8%は賛成であると。家内労働者は70.6%引上げに賛成ということですし、反対の委託者も7.7%と非常に少のうございました。

確かに、家内労働者、東京都電気機械器具製造業の最低工賃に係る方たちは220人程度ということで、少なくともございます。ですが、引上げをすることによって、最低限の生活レベルを上げたり、仕事のモチベーションを維持していけるのであれば、改正を検討する必要があるのかなと判断いたしました。

小野塚委員、高橋委員、いかがでしょうか。反対意見がございましたら、御発言いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

小野塚委員

御説明をいただきました。当方といたしましては、もちろん引き続き企業の生産性のためには、家内労働者の方をお願いしたい部分も多いかと思えます。ただし、それをもちまして、企業の存立、さらには継続、廃業に至る、そういったことのないようにバランスの取れた状況を考えていきたいとも思っております。ここにおきましては引き続き、工賃の値上げの検討につきましては、反対の意見を申し上げます。

高橋委員

実際に委託者数が減り、労働者数も減り、そして、この実態調査結果の中でも廃業という実態も出ていることから、工賃を上げることによって、家内労働という労働自体がますます減少していくことを、本当に労働者も望んでいることなのか、よく分からない中ですので、必要性はなしという意見でございます。

深道部会長

ありがとうございます。私も東京地方裁判所の破産部では、事件が10年以上減少傾向だったものの、この1年、若干ですが、久しぶりに増加傾向になりましたという報告を受けました。ですので、中小企業の方たちはとても大変な状況でいらっしゃるということは理解はしております。

ただ、今の時点で幾らを上げるかという問題を置いて、そもそも改正しないんだというふうに決めてしまっているのかなというところはすごく考えています。というのは、やはり220人と少なくともありますが、ほかの家内労働者たちもいるわけですよね。3年に1回、回ってくる改正の中で、電機で220人だから上がらなかったということが残ってしまっているのかなと。幾ら上げようかって、もともと単価1.3円とかのところを1.8円にするのかとか、そういうレベルの問題です。なので、上げるという方向で、金額の中で解消していく方法はないのかなということを考えて

いますが、いかがでしょうか。

そもそも上げるべきではないと、必要性はないんだというところから、御検討いただくことは難しい状況でございましょうか。もしよろしかったら、小野塚委員、高橋委員、もう一度御発言いただければありがたいです。

高橋委員

先ほど小野塚委員から企業の実態調査ということで、賃上げを考えたいという企業が6割ということで、経営者も努力はしたいと考えていると思います。しかし、工賃を上げるということに対しての行政の支援は一体どのようなものがあるのか全く見えてきておりませんので、この最低工賃に抵触する実態に対する支援がない中で、引上げというのは、やや難しいと感じています。

小野塚委員

はい、同じです。

深道部会長

なかなか委託者側の考えは変わらないということでございますが、家内労働者側の委員の先生方、皆さん、いかがでしょうか。改正の必要性がありということの御意見は変わらないということでしょうか。3人ともうなずいていらっしゃいますね。

金子委員

それは変わらないです。

深道部会長

そうすると、今後の進行としては、全会一致じゃなくて、採決ということになって、今日は清田委員がいらっしゃらないので、このような状況の中で採決してしまっているのかなというのが、悩ましくは思っております。

やむなしということでよろしいでしょうか。うなずかれると、そうかと受け取らざるを得なくなってしまうのですが、もうちょっと何か違う御発言があれば伺うことは可能でございますが、いかがでしょうか。

そうしましたら、採決に進めさせていただくことでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。皆さんうなずかれましたので、それでは、ただいま、それぞれの御立場からいただいた御意見が一致ということになりませんでしたので、公益委員としては、東京都電気機械器具製造業最低工賃について、改正という意見を公益案としたいと思います。

公益案について採決をしますが、よろしいでしょうか。

それでは、公益案に賛成してくださる方は、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

深道部会長

ありがとうございました。人数で決めると賛成5名、反対2名という御意見でございましたので、東京都電気機械器具製造業最低工賃については、改正ということを当部会の意見とすることといたします。

本日いただいた御意見、特に委託者側の御意見については、今後の行政運営に生かしていただき、諮問については、最終的には東京労働局長の判断を尊重することといたします。

委託者側の委員からいただいた、中小企業の事業者が賃上げしたいけれどもできない実情について、何らかの対策が見えるようにしていただきたいという御意見があったということは、東京労働局長にお伝えすることといたします。ありがとうございました。

続きまして、「議事(5)その他」ですが、事務局から何かございますか。お願いいたします。

賃金課長

東京都電気機械器具製造業最低工賃につきましては、本日の家内労働部会での御検討結果を尊重しつつ、諮問のほうも検討させていただき、その結果については改めて、御報告させていただきます。なお、諮問を行った場合、その後の流れとしては、東京地方労働審議会の会長より関係家内労働者及び関係委託者の意見聴取を行う旨が公示されます。

また、家内労働部会とは別に、東京地方労働審議会の下に設置される最低工賃専門部会において最低工賃の改正に関する調査審議が行われる運びとなります。以上です。

深道部会長

それでは本日の審議はこれで終了いたします。

議事録につきましては、公益委員は部会長の私が確認します。家内労働者側委員は金子委員、委託者側委員は高橋委員に確認をお願いいたします。

本日はありがとうございました。